人工授精も保険適用へ　来年度から　治療回数上限検討　読売　21・7・25　Dfile 2021.7下　P30

政府が、不妊治療の公的医療保険の適用範囲に人工授精を22年度から含める方針を固めた。学会の指針などを参考に、治療回数の上限などを検討する。人工授精は一回当たり約3万円の費用がかかり、不妊に悩む夫婦の負担となっていた。

【東京都議会　議事録】

平成31年第１回定例会(第４号)　本文 2019-02-27　：知事　小池百合子

都といたしまして、不妊検査費、人工授精等の一般不妊治療費を独自に助成をするとともに、保険適用とならない体外受精や顕微授精の特定不妊治療費につきましても、国基準に上乗せして助成をしているところ。

平成29年第１回定例会(第２号)　本文 2017-02-28　：福祉保健局長　梶原洋

来年度からは、早期に不妊治療に着手する環境を整備するため、妻が三十五歳未満の夫婦を対象に、不妊検査費及び薬物療法や人工授精等の一般不妊治療費に対する助成を、五万円を上限に開始する。

【東京都の取り組み】

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/funinkensa/gaiyou.html>

不妊検査等助成事業の概要　東京都福祉保健局

東京都では、子供を望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、不妊検査及び薬物療法や人工授精等の一般不妊治療にかかる費用の一部を助成する。

保険医療機関にて行った不妊検査及び一般不妊治療に要した費用（保険薬局における調剤を含みます。）について、5万円を上限に助成

　・助成回数は夫婦1組につき、1回に限る

　・保険医療機関とは、保険診療を行う病院・診療所

　・保険薬局とは、保険診療に基づいて医師の出す処方箋に従い調剤を行う薬局

→国の対策に上乗せして都は助成金を出している